

がいしょくぎょうとくていぎのう ごうぎのうそくていしけん
外 食 業 特 定 技 能 1 号 技 能 測 定 試 験

こくないしけんあんない
国内試験案内

ねん がつい こうてきよう
(2020年 4月 以降 適用)

いっばんしゃだんほうじん がいこくじんしょくひんさんぎょうぎのうひょうかきこう
一般社団法人 外国人食品産業技能評価機構

OTAFF

THE ORGANIZATION FOR TECHNICAL SKILL
ASSESSMENT OF FOREIGN WORKERS IN FOOD INDUSTRY

< 目 次 >

1. 特定技能と試験の目的	3
2. 受験資格	4
3. 試験科目、実施方法等	6
4. 合格基準	7
5. 学習テキスト	7
6. 試験の手続きの流れ	8
7. 受験料	10
8. 試験当日に持ってくるもの	10
9. 試験当日の注意	10
10. 合格者発表、合格証書	14
11. 個人情報の取扱い	15

1. 特定技能と試験の目的

2019年4月1日に施行された改正 出入国 管理及び 難民 認定法により、新たな 在留 資格「特定技能」が創設されました。

「特定技能」は、外食業を含め、深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある特定産業分野において、一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる制度です。

外食業分野の特定技能1号の在留資格を得るためには、「技能水準」と「日本語能力水準」の両方を満たしている必要があります。

「日本語能力水準」は、独立行政法人国際交流基金が実施する「日本語能力判定テスト」又は独立行政法人国際交流基金および日本国際教育支援協会が実施する「日本語能力試験」において判定されます。

外食業分野の「技能水準」は、当機構が実施する「外食業特定技能1号技能評価試験」において判定されます。（当機構は、試験名を必要に応じ簡略化して表記する場合があります。）

特定技能ビザの申請・発給については、法務省／出入国在留管理庁までお問い合わせください。

試験に関係する事項以外（ビザの申請方法や申請基準など）については、当機構ではお問い合わせを承っておりません。

2. 受験資格

外食業の特定技能の日本国内での試験を受験できる者は、試験日において、次のアとイを満たす者です。

ア. 在留資格を有し（注1）、試験日において、満17歳以上であること

イ. 退去強制令書の円滑な執行に協力するとして法務大臣が告示で定める外国政府又は地域の権限ある機関の発行した旅券（注2）を所持していること

（注1）不法に日本国内にいる人（不法滞在者）を除き、適法に日本に在留している人が該当します。在留カードを持っていなくても、適法に観光等で日本に短期滞在している人も含みます。

（注2）現在のところ、イラン・イスラム共和国以外の外国政府・地域の旅券が該当します。

（留意事項）

■この試験に合格した場合でも、「特定技能」の在留資格が与えられることは保証されません。試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請がなされたとしても、必ずしも在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可が受けられるものではありません。

■また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途、外務省による審査が行われるため、必ずしも査証の発給を受けられるものではありません。

3. 試験科目、実施方法等

学科試験と実技試験を併せて80分 ペーパーテスト方式（マークシート利用）

(1) 学科試験（日本語で出題）

衛生管理、飲食物調理及び接客全般に係る知識及び業務上必要となる日本語能力を測定します。

項目	主な内容	問題数	配点
衛生管理	・一般衛生管理に関する知識 ・HACCPに関する知識 ・食中毒に関する知識 など	10問	満点：40点
飲食物調理	・調理に関する知識 ・食材に関する知識 ・調理機器に関する知識 など	10問	満点：30点
接客全般	・接客サービスに関する知識 ・食の多様化に関する知識 ・クレーム対応に関する知識 など	10問	満点：30点
		合計30問	合計100点

(2) 実技試験（日本語で出題 判断試験、計画立案試験）

図やイラスト等を用いた状況設定において正しい行動等を判断する判断試験及び所定の計算式を用いて必要となる作業の計画を立案する計画試験等により業務上必要となる技能水準を測定します。

項目	主な内容	問題数			配点
		判断試験	計画立案	合計	
衛生管理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：40点
飲食物調理	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：30点
接客全般	学科試験と同じ	3問	2問	5問	満点：30点
		計9問	計6問	合計15問	合計100点

4. 合格基準ごうかくきじゆん

合格は、満点まんてんの65%以上いじょうです。

5. 学習テキストがくしゅう

受験者じゆけんしゃの学習がくしゅうのためのテキストが、一般社団法人日本フードサービス協会いっぽんしゃだんほうじんにほんきょうかいのウェブサイト (<https://www.jfnet.or.jp/contents/gaikokujinzai/>) に公開こうかいされています。

6. 試験の手続きの流れ

STEP1. 試験案内を読む

受験資格、試験科目等をよく確認してください。

STEP2. マイページ登録をする

マイページ登録ガイド

登録する写真のルール

マイページ登録には審査があります。審査には最大5営業日がかかりますので、マイページ登録申込は受験申込の前に早めに登録してください。

STEP3. 試験に申込み

マイページにログインして、試験日時・会場等の選択、受験資格の再確認を行います。

STEP4. 当選したら受験料を支払う

申込が定員を超えた場合は、抽選となります。抽選の結果をメールで受け取り、当選したら、受験料を支払います。

支払った受験料は返金できません（注）。試験日時、会場をよく確認して支払いをしてください。

（注）自然災害により、試験が中止になった場合など例外があります。詳しくは、試験案内の「受験料」をご覧ください。

STEP5. 受験票をダウンロードする

マイページから受験票をダウンロードします。いつダウンロードできるかは、試験の開催のたびに事前に公表する「次回試験日程詳細」に記載されます。

STEP 6. 試験を受ける

① 受験票 と、② パスポートまたは 在留カード と、③ 鉛筆と消しゴムを 持って、試験会場の受付で本人確認を経て、試験を受けます。詳細は、試験案内の「試験当日に持ってくるもの」を見てください。

STEP 6. 合否の結果を受ける

当機構のHPで合格者の受験番号が公表されるとともに、受験者にそのことと合否結果がマイページにアップされたことがメールで通知されます。

STEP 7. 合格証書を受け取る

合格した受験者のマイページに合格証書がアップされます。

7. 受験料

7,000円（税込み）（2020年度適用）

支払われた受験料は、次の場合を除き、返金されません。

- ・機構の責めに帰すべき事由により試験を実施できない場合
 - ・自然災害等により、試験を実施できないと機構が決定した場合（代替の試験が実施された場合を除く）
- 試験が実施されるか否かは、機構のウェブサイトで確認してください。

8. 試験当日に持ってくるもの

次の①と②と③を必ず持ってきてください。試験当日の受付で、①と②により本人確認を行います。本人確認ができない場合は、受験できません。

- ① 受験票
- ② パスポートまたは在留カード
- ③ HBの鉛筆と消しゴム ※シャープペンシルは使用できません。

（注意）在留カードを更新中で、パスポートも在留カードも手元に無い人は、在留カードの表と裏またはパスポートをカラーコピーしたものに、在留カードとパスポートを預かっている代理人（日本語学校、行政書士等）の押印（会社名及び担当者印）のあるものを必ず持ってきてください。

9. 試験当日の注意事項

（1）受付での注意

試験会場に入る前に、8の①と②を提示し、必ず受付で本人確認を受けてください。受付後に試験会場に入室となります。受付で、写真の撮り直しが必要と言われた人は、係の指示に従い、写真の撮り直しを受けてください。試験開始後の受付は行いません。試験開始時刻に遅れた場合は受験できません。

（注意）天候等の影響により交通機関が遅延することがありますので、試験当日は時間に余裕を持って試験会場に到着するようにしてください。

(2) 試験会場内の注意

受験者は、受付での本人確認後（写真撮り直しの対象の人は写真撮り直し後）、試験開始時間の20分前までに試験会場に入り、受験票と同じ番号の席に座ってください。試験開始後の入室は認めません。

- 受験票は、机の上の番号の横に置いてください。
- 筆記用具（鉛筆と消しゴム）は、机の上に置いてください。（ペンケース等はバッグにしまってください。）
- 携帯電話等の通信機器及び電子機器類は、試験会場から退室するまで、必ず電源を切った上で、バッグ等にしまい開封口を閉めてください。携帯電話等の通信機器については、事前に電源を切る方法を確認しておいてください。
- 時計も、アラームなどの音がしないようにしてバッグ等にしまい、開封口を閉めてください。机の上に置くこと及び身につけたまま受験することはできません。また、携帯電話等を時計として使用することもできません。試験時間中に音が鳴った時は、不正行為と同様に対処することがあります。
- 電卓は使用できません。
- 時計は試験会場に設置されています。
- 試験会場では、監督員の指示に従って行動してください。指示に従わない場合は、不正行為と同様に対処することがあります。

(3) 試験開始前の注意

- 机の上には、受験票と筆記用具（鉛筆と消しゴム）とマークシートと「マークシート記入例」と「試験の注意事項」以外のものを置くことはできません。この他のものはバッグ等にしまい開封口を閉めて椅子の下に置いてください。
- マークシート記入例を参考にして、マークシートに自分の名前と受験番号を記入し、マークシートの該当の番号を間違いのないように塗りつぶします。
- 筆記用具は鉛筆と消しゴム以外のものを使用しないでください。シャープペンシルは使用できません。書き直すときは、消しゴムできれいに消してください。マークシートを汚くしたり、折ったりしないでください。マークシートが正しく読み取れないおそれがあります。正しく読み取れない場合は、採点されません。
- 試験開始後のトイレ退出はその時点で試験終了となりますので、そうならないよう、試験開始前にトイレに行き行って席に戻っておくようにしてください。
- 試験の直前に問題用紙が机に配られます。監督員が試験開始の合図をする

まで、配られた問題用紙に手を触れてはいけません。

(4) 試験開始後の注意事項

- 試験開始後30分間は、退室できません。30分経過後に途中退出ができます。ただし、試験終了前5分間も退室できません。
- 途中退出した時点で試験終了となります。また、試験中のトイレ退室は、その時点で試験終了となります。再入室はできません。
- 問題の内容に関する質問に答えることはできません。
- 試験時間中に体調不良などのやむを得ない事情で席を離れる場合には、必ず監督員に申し出て指示に従ってください。
- 不正行為があった場合には、直ちに退室を命じます。
- 試験時間中、試験会場内での帽子やサングラスの着用は、本人確認が困難になるので認めません。また、耳栓の使用も認めません。
- 風邪等の場合にはマスクを着用することは可能ですが、監督員が本人確認を行う場合、あるいは監督員が求めた場合には外してください。
- 途中退室した場合、再入室はできません。また、途中退室後、試験会場に隣接した廊下等での雑談は行わないでください。

(5) 退出時の注意

- 問題用紙の持ち帰り、問題のメモへの書き写し、写真及び動画撮影、及び書き写したメモや記録した媒体の持ち帰りは厳しく禁止されます。そのような行為を行った受験者は、原則、不正行為があった場合と同様の扱いとなります。
- 試験中に退室する場合は、解答済マークシート、問題用紙、「試験の注意事項」と「マークシートの記入例」を監督員に渡して、監督員の了解を得てから退室してください。
- 試験終了時刻の5分前以降は、試験終了時刻になっても、監督員が、解答済マークシート、問題用紙、「試験の注意事項」と「マークシートの記入例」の回収をし終わり、退出の指示を行うまでは席を立たないでください。

(6) 不正行為

- 次のことを含め、不正行為があった場合は、受験の中止及び退室を命じることがあります。その場合は、採点されません。
 - ・試験開始前に問題用紙を開いたり、解答を開始したとき。

- ・試験中に許可なくしゃべったとき。
- ・試験中に「他の人に答えを教える」「合図を送る」「他の人から答えを教えてもらう」「他の人の解答を見る」などの行為を行ったとき。
- ・他の人のマークシートに解答したとき、他の人と問題用紙又はマークシートを交換したとき。
- ・試験中にカンニングペーパーや参考書を見たり、携帯電話やスマートフォンを使用するなどの行為をしたとき。
- ・問題用紙やマークシートを室外に持ち出したとき。
- ・他の受験者の迷惑になるような行為をし、監督員の注意に従わないとき。
- ・監督員が「やめてください」と言った後も、解答をやめなかったとき。また、監督員がマークシートを集めているときに渡さないとき。
- ・監督員が「試験会場から出てもいいです。」と言う前に試験会場を退出したとき。

■ 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を受けることを禁止し、合格の決定を取り消し、5年以内の期間を定めて試験を受けることができないようにすることがあります。

■ 機構は、不正行為を行ったことを原因として受験者が受けるいかなる不利益や不都合に対しても、いかなる責任や義務等を負うものではありません。

(7) その他の注意

- 試験会場での写真・動画等の撮影・録音は禁止です。
- 喫煙は所定の場所を厳守してください。
- 試験会場で立ち入りが禁止されている場所には絶対に入らないでください。また、試験会場の備品等には触らないでください。
- 試験会場には付き添いや子供のための控室はありません。試験会場には、受験者以外の人が入ることはできません。
- 試験当日は、受験者への電話等による呼び出し・伝言はできません。

10. 合格者発表、合格証書

(1) 合格者発表

試験後、3週間以内をめどに機構のウェブサイトで合格者の受験番号を発表します。また、受験者全員にマイページに合否結果をアップします。また、登録されているメールアドレス（サポート担当者のメールアドレスを入力した場合は、そのメールアドレスを含む。）宛にそのことをメールで連絡します。合否及び採点、試験問題の内容、正解と配点等に関する問い合わせには一切応じられません。

(2) 合格証書の送付

合格者には、合格発表後、マイページに合格証書をアップします。

(3) 合格証書の有効期限

合格証書の有効期限は、合格証書の発行日から10年間です。

(注意事項)

- 合格証書は、日本の在留資格変更または在留資格認定証明書の申請に必要です。2020年度以降の試験の合格証書は、マイページから印刷して申請に使用してください。
- 2019年度の試験の合格証書は合格者が登録していた日本国内の送付先に郵送しています。2019年度の試験の合格証書の送付先の住所に不備がある場合や、引越したのに登録送付先が更新されていないなどの理由で、合格証書が合格者に届かず、機構に戻される事例があります。合格証書が届かない場合は、受験者本人が電子メールまたは電話で機構の特定技能試験事務局まで問い合わせください。
- 機構に戻ってきた合格証書を再発送するには、再送付先を確認後、3週間から1か月かかります。また、再発送の送料は当該合格者の負担となります。
- 2019年度の試験の合格証書をなくした場合は、1回に限って再発行が可能です。ただし、合格証書の有効期限内に再発行申請があった場合に限りです。再発行を必要とする人は、合格者本人が下記問い合わせ先まで電子メールで連絡してください。再発行には、約1か月かかります。また、送料は、当該合格者の負担となります。

問い合わせ先 tokutei@otaff.or.jp

(4) 合格の取り消し

試験に関して、次に掲げる不正行為が合格証書交付後に判明した場合には、機構は、当該不正行為を行った者の合格を取り消すとともに、農林水産省を通じて、出入国在留管理庁に通報します。また、該当者に対し、合格取消を通知するとともに、マイページにアップした合格証書のデータを削除します。(2019年度試験の合格証書については合格証書の返還を求めます。) また、該当者は5年以内の期間を定めて試験を受けることができなくなります。

- ① 試験の問題等秘密事項等について試験関係者に対し情報提供を求め、かつ、これを受けたとき。
- ② マイページの登録内容に意図的な不正があったとき。
- ③ その他受験に関して不正があったとき。

11. 個人情報の取扱

試験の実施に当たり取得した個人情報は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等に従い、適切に取り扱います。

マイページに登録された個人情報は機構が行う試験の実施のためだけに使用し、第三者に開示することはありません。ただし、法令等に基づき、政府から求めがあった場合には、政府に情報提供することがあります。

マイページに登録された情報のうち、例えば、住んでいる都道府県名やアンケート調査の内容等について、個人が特定できない形で集計し、集計結果を公表する場合があります。